

## 北海道バレーボール協会チャレンジ・ファンド規程

### (設置)

第1条 バレーボールの将来を担う人材育成や大会運営に要する費用の財源等に充てるため、北海道バレーボール協会チャレンジ・ファンド（以下「ファンド」という。）を設置する。

### (ファンドの積立)

第2条 ファンドは、次に掲げる収入を積み立てるものとする。

(1) 寄附金

(2) ファンドにより生じる収入

### (管理)

第3条 ファンドに属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 ファンドの運用について、毎年度、寄付者及び理事会並びに評議員会に報告しなければならない。

### (使用)

第4条 第1条の目的のため、ファンドの全部又は一部を使用することができる。

2 前項の規定によりファンドを使用する場合は事業計画を策定し、常任理事会の決定を経なければならない。

### (その他)

第5条 このファンドに定めるもののほか、ファンドの管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、令和2年3月14日に制定し、令和元年10月24日から適用することとする。